淀川水系流域委員会 第75回運営会議(2006.9.19 開催)結果報告

2006. 9. 28 庶務発信

開催日時 2006年9月19日 (火) 13:30~17:10 場 所 ぱるるプラザ京都 5階 会議室2

参加者数 委員 10 名 河川管理者 3 名

決定事項 および 検討事項

① 平成 17 年度の事業進捗点検についての少数意見について

審議資料 1 「平成 17 年度事業の進捗点検についての少数意見」を用いて検討がなされ、第 52 回委員会 (10/10) にて少数意見として意見書に付するかどうかを検討することとなった。

② ダムフォローアップの検討体制について

ダムフォローアップの検討体制について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・ダムフォローアップ定期報告書の提出は11月下旬になる見込みだ(河川管理者)。
 - ←現委員の任期は来年1月までだ。11月下旬では検討時間が非常に少ない。急いで頂きたい(委員長)。
- ・ダムフォローアップ報告書の提出に先立って実施されるダム現地視察では、前もって重要なポイントをまとめた資料を提出して頂きたい。現地視察には問題意識を持って臨みたい(委員長)。
- ・ダムフォローアップの検討体制をどうするべきか。地域別部会での審議は難しい。治水・利水・環境等の項 目毎に担当者を決めておかないことには進まないだろう(委員長)。
- ・ダムフォローアップ定期報告書の説明は全体委員会で行おうと考えている。一度で全てを説明するのは難しいので、2ダムずつ2回に分けて説明しようと考えている(河川管理者)。

③ 意見聴取反映WGの検討状況と今後の予定について

審議資料3「意見聴取反映WG 9月以降の会議開催予定(案)」を用いて意見交換がなされ、スケジュールが了承された(10月の会議開催日程については「⑤ 今後の会議等開催日程について」のとおり)。

- ・第3回住民参加部会検討会(10/30)では、河川整備計画に係わる各種の協議会や委員会等の概要(情報公開の手段、一般傍聴者や意見聴取の有無等)について河川管理者から説明して欲しい。河川管理者にはあらかじめ質問事項リストを作成してお渡しする。
- ・流域委員会が作成する「住民意見聴取反映に関する答申(案)」について、住民に意見を聴く必要があるのではないか。住民はどのように「答申」に関わってくるのか。
 - ←11 月に開催される予定の住民参加部会が住民から意見を聴く機会になるのではないか。「住民意見聴取 反映に関する答申(案)」に対する住民からの意見聴取については次回の部会検討会にて検討したい。

④ 他の部会・WGの検討状況と今後の予定について

委員より審議資料4「水需要管理に向けてたたき台(080917)」、配付資料「水位操作WG意見書目次(案)たたき台」を用いて説明がなされた後、今後の予定について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。 ○意見書「水需要管理に向けてたたき台(080917)」について

- ・水位操作WG意見書は琵琶湖に絞り、それ以外については「水需要管理に向けて」で書くというのも1つの 案だ。水位操作WGと調整して進めて欲しい。また、「水需要管理に向けて」では、正常流量や既設ダムの 操作についても触れて欲しいと思っている(委員長)。
- ・意見書の冒頭で委員会がどのような趣旨で「水需要管理に向けて」を発表するのかを書いておかなければならない。趣旨は、「提言」では説明が不足していたのであらためて考え方を示すということだろう。
- ○水位操作WG意見書について
- ・現行の瀬田川洗堰水位操作規則を操作規則制定前のルールに戻した場合のシミュレーションができないか。
- ・水位操作WG意見書では、景観(浜欠け)、産業への影響、水質への影響、エコトーン(生態系)の機能、南湖の水草の機能等についても触れて欲しい。
- **⑤ 今後の会議等開催日程について**:10月の会議開催スケジュールが下記の通りに決定した。
 - 10月4日(水) 10:00~13:00 第76回運営会議
 - 10月4日(水) 13:30~16:30 第4回意見聴取反映WG検討会
 - 10月10日(火) 10:00~12:30 第5回利水・水需要管理部会検討会
 - 10月10日(火) 13:00~15:00 第3回水位操作WG検討会
 - 10月10日(火) 15:00~16:00 第77回運営会議
 - 10月10日(火) 16:00~19:00 第52回委員会
 - 10月30日(月) 16:00~19:00 第3回住民参加部会検討会
 - 10月31日(火) 13:00~16:00 第4回意見聴取WG作業検討会
 - 10月31日(火) 16:30~19:30 第6回利水・水需要管理部会検討会

⑥ **庶務からの報告事項**:議事録確認期間について下記の通りに決定した。

・議事録確認期間のさらなる短縮化:議事録を迅速に公開するため、議事録確認期間を7日間に変更する(締切3日前に締切注意喚起のメールを全委員に送信する)。締切後、発言確認がとれていない委員を議事録に明記した上で直ちに確定しHPで公開する。

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。